参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策（1）　気候変動に対する緩和・適応策の推進	
【目標】① 温室効果ガスの排出削減	（ア）　温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化 **【測定指標の選定理由】** 地球温暖化対策が国内外での課題となっている中で、農業分野においても排出削減等の継続的な取組が求められていることから、指標として選定した。 国全体の「地球温暖化対策計画（各分野の対策・施策や目標を位置づけ）」が未策定であることから、個別事項の目標設定ができないものの、当面の施策推進上CO2を削減することが重要であるため、「前年度を上回ること」を目標値として設定した。 **【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】** 国全体の「地球温暖化対策計画（各分野の対策・施策や目標を位置づけ）」が未策定であることから、個別事項の目標設定ができないものの、当面の施策推進上CO2を削減することが重要であるため、「前年度を上回ること」を目標値として設定した。 「地球温暖化対策計画」が策定され、政府として具体的な目標が設定されたら、改めて目標値を設定予定。 なお、今後の「地球温暖化対策計画（各分野の対策・施策や目標を位置づけ）」が策定され、算定方法が変更された場合、実績値等は変わることがある。 ※　評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。 **【把握の方法】** ［施設園芸］ 補助事業において設置された省エネ設備導入規模及び主要メーカー聞き取りの販売台数により把握 ［農業機械］ 「緊プロ農機の金型使用数量（普及台数）の年度別推移」（新農業機械実用化株式会社調べ）により把握 **【達成度合の判定方法】** Aランク：削減量が前年度を上回る、Bランク：削減量が前年度とほぼ同等、 Cランク：削減量なし
施策（2）　環境保全型農業の推進	
【目標】② 環境保全効果の高い営農活動の推進	（ア）　エコファーマー累積新規認定件数 **【測定指標の選定理由】** たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー（注1））の増加は、環境保全型農業の推進に直接つながるものであることから、エコファーマーの累積新規認定件数を指標として選定した。 **【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】** 平成21年度から25年度までのエコファーマー新規認定件数の増減率から、1年度当たりの新規認定件数を算出し、これを各年度ごとの累積新規認定件数に加算し試算した結果に基づき、31年度の累積新規認定件数323千件を目標値として設定した。 **エコファーマー累積新規認定件数**

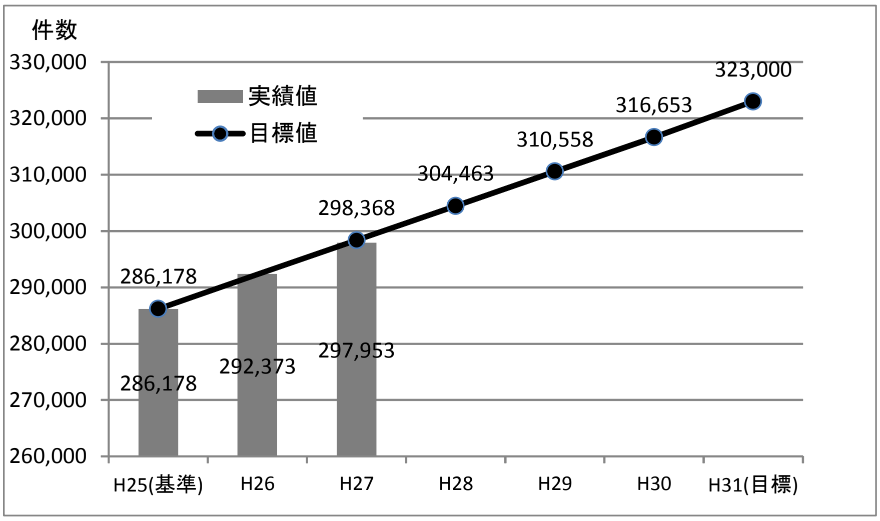

【把握の方法】

農業環境対策課調査により把握

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／
(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、
Cランク:50%未満

（イ）　市町村における有機農業の推進体制の整備率

【測定指標の選定理由】

平成26年4月に策定した「有機農業（注2）の推進に関する基本的な方針」において、有機農業を面的に拡大することとしているが、このためには、新たに有機農業を行おうとする者への就農相談等、市町村段階における推進体制の整備が重要であることから、指標として選定した。

【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】

「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、市町村段階における推進体制の整備率について、おおむね平成30年度までに50%以上とするという目標を定めており、これに基づき目標値を設定した。

年度ごとの目標値については、毎年度、一定の割合で増加するものとして設定した。

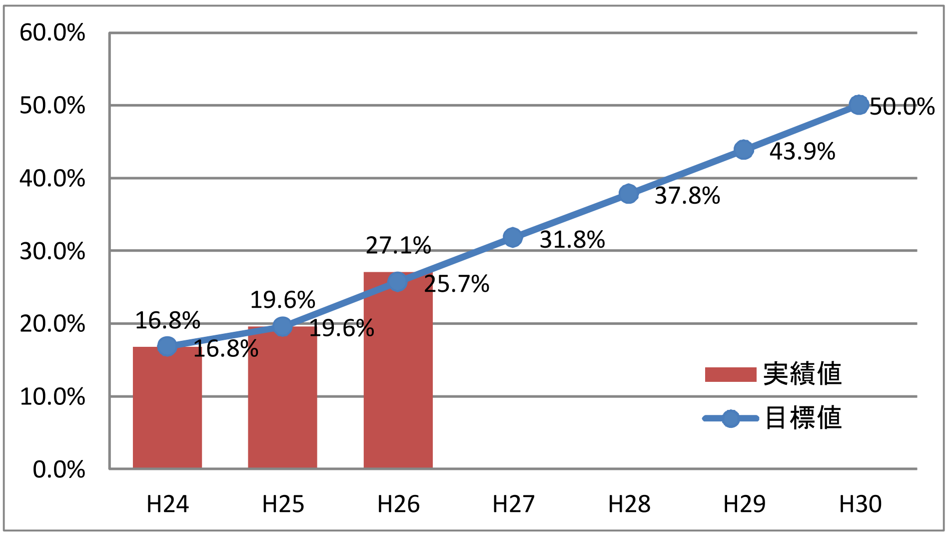

（生産局農業環境対策課調査により作成）

【把握の方法】

農業環境対策課調査により把握

【達成度合の判定方法】

達成度合（%）＝

（当該年度実績値-平成24年度基準値）／（当該年度目標値-平成24年度基準値）×100

A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

２. 用語解説

注１　エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、たい肥の施用等の土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。
注２　有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。